

事務連絡
令和4年9月20日

小中学校の保護者の皆様へ

宜野湾市教育委員会
教育長 仲村 宗男
(公印省略)

今後の新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

平素より学校の感染防止対策へのご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者数が減少傾向にあるものの、依然として高い感染レベルが継続しております。

しかしながら、地域の社会経済活動が継続している中でも学校は感染症対策を継続し、可能な限り感染のリスクを低減させながら、学校教育を継続する必要があります。

つきましては、教育委員会の方針を下記のとおりといたします。記載内容についてご確認いただき、学校における感染拡大防止へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 家族に体調不良者がいる場合は、お子さんの登校をお控えください。
- 2 **お子さんが発熱や咳等、体調不良のある場合は症状が治まるまで出席はお控えください。(症状が消失したら登校は可能です)。新規変更箇所**
- 3 お子さんが「陽性」であった場合には、保健所の指示に従ってください。
 - 保健所からの指示がない場合は、以下のとおりの対応をお願いします。
 - ① 症状がある場合・・・発症日から7日間経過し、かつ、症状が消失し24時間が経過した場合は、8日目から登校可能です。
 - ② 症状がない場合・・・検査をした日から7日間経過した場合は、8日目より登校可能です。
※ ②については、陽性と判断された日から5日目に抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合は6日目より登校可能です。
- 4 お子さんが「濃厚接触者」となった場合は、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）または住居内で感染対策を講じた日、いずれか遅い方を0日目として5日間は登校を控えてください。
※ 2日目、3日目に抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合は3日目より登校可能です。
- 5 お子さんが学級や学童、塾や部活動等で陽性者と感染リスクの高い接触があった場合は、接触者PCR検査センターや市PCR検査場で検査を実施してください。(検査結果が出るまで、または最終接触日の翌日から5日間経過するまでは登校をお控えください)。
- 6 児童生徒の学級が閉鎖となった場合であっても、兄弟姉妹は登校可能です。
※上記1～5について、お子さんは「出席停止」となり、「欠席」の扱いとはなりません。